

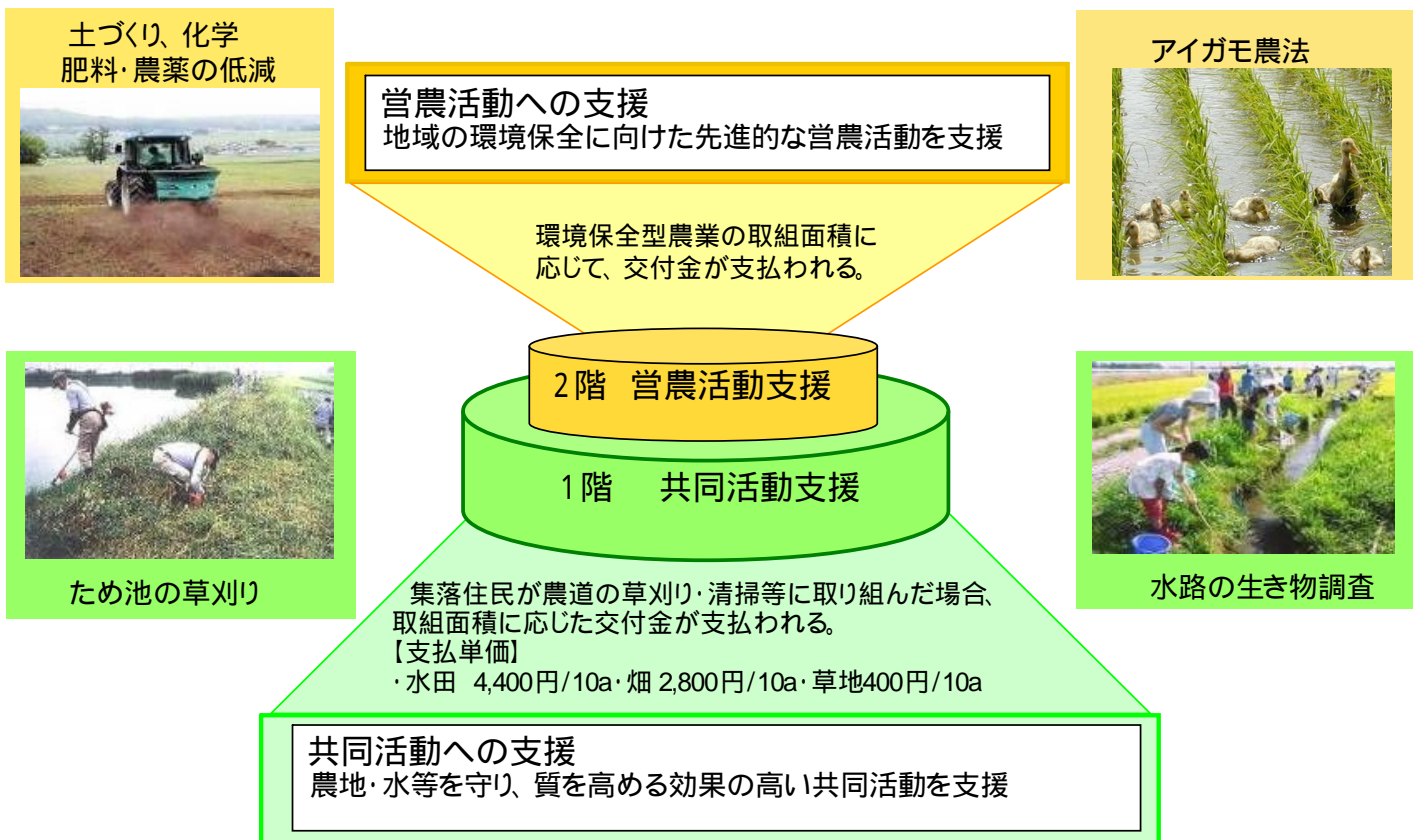
# 農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援概要

営農活動支援は、共同活動実施地区において、減農薬栽培等の環境保全型農業に取り組む場合、取組面積に応じた交付金、及び検討会などの推進活動経費が交付されます。

本対策は、2階建てのメニューから成り、1階が共同活動支援、2階が営農活動支援となります。支援を受ける場合は、集落等を単位として活動組織をつくり、その活動組織が各メニューに取り組みます。

なお、営農活動支援は、共同活動支援が実施されている集落での取組が必須となります。

- ・1階のみの取組み……OK
- ・1階+2階の取組み……OK
- ・2階のみの取組み……×



共同活動支援の詳細については県庁農地整備課、各地方局農村整備課にお問い合わせ願います。

## 営農活動支援を受けるための4つの要件

1

共同活動支援を実施する集落であること

販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家です。

2

その集落の生産者（販売農家）の内、8割以上の販売農家が、堆肥散布等の環境負荷低減活動に取り組むこと

環境負荷低減活動には、稲ワラ鋤込み、有機質肥料の施用、機械除草、フェロモン剤の利用などがあります。

3

その集落の生産者が、まとまりを持って化学肥料・農薬の5割削減を行うこと

【作物毎のまとまり要件】

作物毎にみて集落の生産者の概ね5割以上が取り組むこと

どちらかを選択

【作物全体のまとまり要件】

作物全体でみて、集落の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上が取り組むこと

4

化学肥料・農薬の5割削減を行う生産者は、エコファーマーを取得すること



エコファーマーに関する情報や申請方法はこちらをクリックしてください。(愛媛県のエコファーマーに関するHP)  
<http://www.pref.ehime.jp/noukei/eco/eco1.htm>

1

~

4

を全て実施した場合

2

の取り組みに対して1集落当たり20万円が交付されます。

交付金は、検討会や技術研修会、資料作成などの集落活動経費に充当できます。

の取り組み面積に応じた交付金は、5割削減を行なう生産者への個人分配が可能です。なお、生産者の理解が得られれば、集落活動経費に充当できます。

3

の取り組みに対して、取組面積に応じて交付金が交付されます。

【10a当たり単価】  
 水稲：6,000円/10a  
 麦・大豆：3,000円/10a  
 いも・根菜類：6,000円/10a  
 葉茎菜類：10,000円/10a  
 果菜類・果実的野菜：18,000円/10a  
 (施設)トマト・きゅうり・なす・ピーマン・いちご：40,000円/10a  
 果樹・茶：12,000円/10a  
 花き：10,000円/10a  
 上記以外：3,000円/10a